

# 障害者雇用のようす

—令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—



宮城労働局職業安定部キャラクター

ガンちゃんさん

宮城労働局職業安定部職業対策課

令和6年3月

R0603 版

## はじめに

本書は、令和5年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和6年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめた資料です。

障害者の雇用促進に広く御活用いただければ幸いです。

令和6年3月

# 目 次

I	令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	9
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	10
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	12
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	14
III	障害者の職業紹介状況の概要	16
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	17
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	18
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	19
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	19
V	障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要	20

## I 令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

### －身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

宮城労働局が取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し、常用雇用労働者43.5人以上の民間企業（独立行政法人は38.5人以上）と、常用雇用する職員が38.5人以上（一定の教育委員会は40.0人以上）の地方公共団体から、令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が43.5人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

### 1 民間企業における雇用状況

#### (1) 一般の民間企業

##### ① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）で雇用されている障害者数は6,752.5人で前年より275.0人増加し14年連続で増加している。実雇用率は、2.29%で前年より0.08ポイント上昇した。

（第1表(1)、第3表）

産業別の実雇用率では、「電気・ガス・水道業」（2.44%）、「運輸業・郵便業」（2.37%）、「宿泊業・飲食サービス業」（2.63%）、「生活関連サービス・娯楽業」（4.20%）、「医療・福祉業」（2.76%）が法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、51.1%と前年比0.9ポイント上回った。  
企業規模別では、43.5～100人未満が48.8%、100～300人未満が55.2%、300～500人未満が47.6%、500～1,000人未満が45.0%、1,000人以上が58.8%であった。

(第1表(1)、第3表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が3,904.5人、知的障害者が1,682.0人、精神障害者が1,166.0人であった。

(第3表、第4表)

(2) 地方独立行政法人

2.6%の法定雇用率が適用される独立行政法人(38.5人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は2.47%であった。

(第1表(2))

## 2 地方公共団体における雇用状況

### (1) 県及び市町村の機関

2.6%の法定雇用率が適用される県の機関（38.5人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は3.12%であり前年比0.34ポイント上回り、市町村の機関（38.5人以上規模の機関）については2.46%と、前年比0.13ポイント上回った。

県及び市町村の53機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は17機関となっている。

(第2表(1)(3))

### (2) 県等の教育委員会の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（40.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.61%であり、前年比0.11ポイント下回った。対象となる3機関のすべてが法定雇用率を達成した。

(第2表(2)(3))

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
    - 労働者数 38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分とカウントされる。

## Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

### 第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

#### (1) 一般の民間企業（法定雇用率2.3%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 A × 2 + B + C + D × 0.5 (人)		
<b>宮城計</b>	1,624 (1,615)	295,265.0 (293,248.0)	1,199 (1,201)	187 (173)	3,902 (3,550)	531 (705)	6,752.5 (6,477.5)	2.29 (2.21)	51.1 (50.2)
43.5～ 100人未満	836 (829)	52,781.0 (52,491.5)	178 (160)	36 (36)	552 (485)	124 (155)	1,006.0 (918.5)	1.91 (1.75)	48.8 (46.4)
100～ 300人未満	589 (589)	88,083.0 (88,573.0)	334 (357)	74 (68)	1,187 (1,109)	231 (315)	2,044.5 (2,048.5)	2.32 (2.31)	55.2 (57.2)
300～ 500人未満	105 (102)	36,692.5 (35,191.0)	158 (153)	15 (14)	487 (435)	61 (78)	848.5 (794.0)	2.31 (2.26)	47.6 (43.1)
500～ 1,000人未満	60 (63)	37,108.0 (38,717.0)	143 (164)	19 (11)	504 (479)	30 (51)	824.0 (843.0)	2.22 (2.18)	45.0 (42.9)
1,000 人以上	34 (32)	80,600.5 (78,275.5)	386 (367)	43 (44)	1,172 (1,042)	85 (106)	2,029.5 (1,873.0)	2.52 (2.39)	58.8 (53.1)
<b>全国計</b>	108,202 (107,691)	27,523,661.0 (27,281,606.5)	127,318 (125,433)	17,553 (17,969)	350,061 (317,201)	39,856 (55,844)	642,178.0 (613,958.0)	2.33 (2.25)	50.1 (48.3)
43.5～ 100人未満	55,929 (55,602)	3,611,353.0 (3,590,481.0)	11,150 (10,829)	3,445 (3,547)	40,128 (34,342)	8,859 (12,908)	70,302.5 (66,001.0)	1.95 (1.84)	47.2 (45.8)
100～ 300人未満	36,926 (36,824)	5,685,618.5 (5,676,389.5)	22,043 (21,935)	4,742 (4,931)	68,421 (61,729)	9,892 (14,520)	122,195.0 (117,790.0)	2.15 (2.08)	53.3 (51.7)
300～ 500人未満	7,025 (7,012)	2,481,809.5 (2,480,599.5)	10,689 (10,591)	1,667 (1,753)	29,367 (26,963)	3,345 (4,683)	54,084.5 (52,239.5)	2.18 (2.11)	46.9 (43.9)
500～ 1,000人未満	4,825 (4,778)	3,110,460.0 (3,068,651.0)	14,609 (14,279)	1,975 (1,946)	40,230 (36,150)	4,025 (5,443)	73,435.5 (69,375.5)	2.36 (2.26)	52.4 (47.2)
1,000 人以上	3,497 (3,475)	12,634,420.0 (12,465,485.5)	68,827 (67,799)	5,724 (5,792)	171,915 (158,017)	13,735 (18,290)	322,160.5 (308,552.0)	2.55 (2.48)	67.5 (62.1)

#### (2) 地方独立行政法人（法定雇用率2.6%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 E ÷ ② × 100 (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5 (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,375.0 (1,339.5)	5 (5)	0 (1)	24 (24)	0 (1)	34.0 (35.5)	2.47 (2.65)	75.0 (75.0)
全 国	369 (365)	467,326.5 (455,960.5)	2,884 (2,852)	219 (208)	6,763 (6,332)	259 (353)	12,879.5 (12,420.5)	2.76 (2.72)	83.5 (80.0)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての時間勤務労働者を含む。  
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみを含むものとしていた。  
i 令和元年6月2日以降に採用された者であること。  
ii 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和4年6月1日現在の数値である。

## 第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

### (1) 法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
県の機関	2 (2)	6,112.5 (6,237.5)	51 (51)	5 (5)	80 (60)	7 (13)	190.5 (173.5)	3.12 (2.78)
市町村の機関	51 (54)	28,023.0 (27,908.0)	163 (152)	11 (11)	347 (329)	11 (12)	689.5 (650.0)	2.46 (2.33)
合計	53 (56)	34,135.5 (34,145.5)	214 (203)	16 (16)	427 (389)	18 (25)	880.0 (823.5)	2.58 (2.41)

### (2) 法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3 (3)	17,657.5 (17,658.0)	89 (100)	2 (2)	279 (275)	3 (5)	460.5 (479.5)	2.61 (2.72)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務労働者を含む。  
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみを含むものとしていた。
  - 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
  - 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和4年6月1日現在の数値である。

### (3) 地方公共団体の各機関の状況

機関名		① 職員数	② 障害者 の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.6%適用機関計		34,135.5	880.0	2.58	61.0	
1	宮城県	5,464.5	167.0	3.06	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県警察本部	648.0	23.5	3.63	0.0	
3	仙台市	8,995.5	247.0	2.75	0.0	特例認定あり(注4②)
4	名取市	525.0	13.0	2.48	0.0	
5	岩沼市	506.0	13.0	2.57	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亶理町	442.0	9.0	2.04	2.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	192.5	6.5	3.38	0.0	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	253.5	10.0	3.94	0.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	470.5	11.0	2.34	1.0	特例認定あり(注4⑦)、12月1日付達成
10	大衡村	82.0	2.0	2.44	0.0	
11	石巻市	1,631.5	43.5	2.67	0.0	
12	東松島市	586.0	12.0	2.05	3.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	165.0	4.0	2.42	0.0	
14	塩竈市	978.0	27.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	431.5	12.0	2.78	0.0	
16	松島町	166.5	5.0	3.00	0.0	
17	七ヶ浜町	161.5	3.0	1.86	1.0	
18	利府町	298.0	9.0	3.02	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19	大郷町	101.5	5.0	4.93	0.0	
20	大崎市	2,602.5	53.0	2.04	14.0	特例認定あり(注4⑪)
21	色麻町	174.0	4.0	2.30	0.0	特例認定あり(注4⑫)
22	加美町	478.5	8.0	1.67	4.0	特例認定あり(注4⑬)
23	涌谷町	345.0	9.0	2.61	0.0	
24	美里町	206.0	6.0	2.91	0.0	
25	角田市	365.5	10.5	2.87	0.0	特例認定あり(注4⑭)
26	大河原町	248.0	5.0	2.02	1.0	9月1日付達成
27	村田町	195.0	5.0	2.56	0.0	特例認定あり(注4⑮)
28	柴田町	357.0	2.0	0.56	7.0	特例認定あり(注4⑯)
29	川崎町	160.5	3.0	1.87	1.0	特例認定あり(注4⑰)
30	丸森町	184.5	2.5	1.36	1.5	
31	白石市	412.0	11.0	2.67	0.0	特例認定あり(注4⑱)
32	蔵王町	243.5	2.0	0.82	4.0	特例認定あり(注4⑲)
33	七ヶ宿町	76.0	2.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4⑳)
34	栗原市	1,398.5	37.5	2.68	0.0	特例認定あり(注4㉑)
35	登米市	743.5	19.5	2.62	0.0	
36	気仙沼市	1,087.5	19.0	1.75	9.0	特例認定あり(注4㉒)
37	南三陸町	276.5	5.5	1.99	1.5	
38	名取市教育委員会	171.5	4.0	2.33	0.0	
39	多賀城市教育委員会	110.0	3.0	2.73	0.0	
40	涌谷町教育委員会	62.5	1.0	1.60	0.0	
41	美里町教育委員会	121.5	2.0	1.65	1.0	
42	大河原町教育委員会	51.5	2.0	3.88	0.0	
43	登米市教育委員会	172.5	4.0	2.32	0.0	
44	登米市病院事業	416.5	7.0	1.68	3.0	
45	南三陸町教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
46	登米市上下水道事業	44.5	1.0	2.25	0.0	
47	石巻地区広域行政事務組合	47.0	3.0	6.38	0.0	
48	大崎地域広域行政事務組合	123.0	4.0	3.25	0.0	
49	加美郡保健医療福祉行政事務組合	148.5	4.0	2.69	0.0	
50	仙南地域広域行政事務組合	68.0	1.0	1.47	0.0	
51	みやぎ県南中核病院企業団	372.5	5.0	1.34	4.0	
52	石巻地方広域水道企業団	124.0	4.0	3.23	0.0	
53	気仙沼市病院事業	392.0	7.0	1.79	3.0	
2.5%適用機関計		17,657.5	460.5	2.61	0.0	
1	宮城県教育委員会	11,488.5	301.5	2.62	0.0	
2	仙台市教育委員会	5,755.5	146.0	2.54	0.0	
3	石巻市教育委員会	413.5	13.0	3.14	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者(短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者)については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方機関A(例:首長部局)及び関係の深い地方機関B(例:教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
  - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
  - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ④ 亘理町は平成18年10月に亘理町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
  - ⑫ 色麻町は令和5年2月に色麻町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑬ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑭ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑮ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑯ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑰ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑱ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑲ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ⑳ セツ宿町は平成24年3月にセツ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
  - ㉑ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。
  - ㉒ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 総 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数			合 計 (① E + ② E + ③ C) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 精 神 障 害 者 (人)	B 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	C 計 (A + B) (人)			
<b>合 計</b>	<b>1,624</b>	<b>316,160.5</b>	<b>295,265.0</b>	<b>1,073</b>	<b>146</b>	<b>1,522</b>	<b>181</b>	<b>3,904.5</b>	<b>126</b>	<b>41</b>	<b>1,214</b>	<b>350</b>	<b>1,682.0</b>	<b>772</b>	<b>394</b>	<b>1,166.0</b>	<b>6,752.5</b>	<b>2.29</b>	<b>1169.5</b>
43.5～ 100人未満	836	55,653.0	52,781.0	162	26	231	31	596.5	16	10	176	93	264.5	67	78	145.0	1,006.0	1.91	447.5
100～ 300人未満	589	95,882.0	88,083.0	314	51	479	70	1,193.0	20	23	306	161	449.5	234	168	402.0	2,044.5	2.32	411.5
300～ 500人未満	105	39,521.5	36,692.5	127	12	181	28	461.0	31	3	180	33	261.5	90	36	126.0	848.5	2.31	131.5
500～ 1,000人未満	60	40,757.5	37,108.0	134	16	182	16	474.0	9	3	168	14	196.0	126	28	154.0	824.0	2.22	93.0
1,000 人以上	34	84,346.5	80,600.5	336	41	449	36	1,180.0	50	2	384	49	510.5	255	84	339.0	2,029.5	2.52	86.0
<b>達 成</b>	<b>830</b>	<b>172,250.5</b>	<b>161,758.0</b>	<b>843</b>	<b>105</b>	<b>1,087</b>	<b>124</b>	<b>2,940.0</b>	<b>113</b>	<b>36</b>	<b>968</b>	<b>310</b>	<b>1,385.0</b>	<b>508</b>	<b>334</b>	<b>842.0</b>	<b>5,167.0</b>	<b>3.19</b>	<b>0.0</b>
43.5～ 100人未満	408	27,816.5	26,366.5	162	26	224	25	586.5	16	10	171	84	255.0	66	77	143.0	984.5	3.73	0.0
100～ 300人未満	325	52,555.5	47,894.5	273	39	340	51	950.5	20	20	250	147	383.5	179	151	330.0	1,664.0	3.47	0.0
300～ 500人未満	50	18,842.5	17,075.5	75	8	92	22	261.0	28	1	137	26	207.0	56	29	85.0	553.0	3.24	0.0
500～ 1,000人未満	27	18,983.5	17,936.0	78	10	106	7	275.5	6	3	122	9	141.5	57	15	72.0	489.0	2.73	0.0
1,000 人以上	20	54,052.5	52,485.5	255	22	325	19	866.5	43	2	288	44	398.0	150	62	212.0	1,476.5	2.81	0.0
<b>未 達 成</b>	<b>794</b>	<b>143,910.0</b>	<b>133,507.0</b>	<b>230</b>	<b>41</b>	<b>435</b>	<b>57</b>	<b>964.5</b>	<b>13</b>	<b>5</b>	<b>246</b>	<b>40</b>	<b>297.0</b>	<b>264</b>	<b>60</b>	<b>324.0</b>	<b>1,585.5</b>	<b>1.19</b>	<b>1169.5</b>
43.5～ 100人未満	428	27,836.5	26,414.5	0	0	7	6	10.0	0	0	5	9	9.5	1	1	2.0	21.5	0.08	447.5
100～ 300人未満	264	43,326.5	40,188.5	41	12	139	19	242.5	0	3	56	14	66.0	55	17	72.0	380.5	0.95	411.5
300～ 500人未満	55	20,679.0	19,617.0	52	4	89	6	200.0	3	2	43	7	54.5	34	7	41.0	295.5	1.51	131.5
500～ 1,000人未満	33	21,774.0	19,172.0	56	6	76	9	198.5	3	0	46	5	54.5	69	13	82.0	335.0	1.75	93.0
1,000 人以上	14	30,294.0	28,115.0	81	19	124	17	313.5	7	0	96	5	112.5	105	22	127.0	553.0	1.97	86.0

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。

# 第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

## （1）概要

項目 産業別	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 総 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数			合 計 (① E + ② E + ③ C) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 の 割 合 (%)
				A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C			
				重 度 身 体 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	中 等 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	軽 度 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	重 度 知 的 障 害 者 (人)	短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	中 等 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	軽 度 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	精 神 障 害 者 (人)	短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	計 (A + B) (人)			
01-05 農業・林業・漁業・採	12	864.0 (820.0)	811.0 (763.0)	1 (3)	0 (1)	8 (7)	0 (0)	10.0 (14.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	15.0 (19.0)	1.85 (2.49)	75.0 (90.0)
06-08 建設業	116	20,577.0 (20,969.5)	16,843.5 (17,142.5)	86 (89)	4 (3)	105 (112)	5 (4)	283.5 (295.0)	1 (1)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	11.0 (10.0)	59 (43)	4 (7)	63.0 (48.5)	357.5 (353.5)	2.12 (2.06)	57.8 (54.6)
09-32 製造業	315	55,795.5 (55,810.5)	55,566.5 (55,578.5)	217 (222)	8 (10)	291 (293)	16 (13)	741.0 (753.5)	12 (10)	6 (4)	285 (257)	30 (41)	330.0 (301.5)	130 (104)	49 (44)	179.0 (130.5)	1,250.0 (1,185.5)	2.25 (2.13)	58.7 (56.9)
09・10 食料品・たばこ	94	12,150.5	12,146.5	31	3	54	7	122.5	2	2	120	26	139.0	26	35	61.0	322.5	2.66	62.8
11 繊維工業	7	602.0	602.0	1	0	8	0	10.0	0	1	2	0	3.0	1	2	3.0	16.0	2.66	100.0
12・13 木材・家具	9	870.5	866.5	1	0	4	1	6.5	0	0	3	0	3.0	4	0	4.0	13.5	1.56	55.6
14・15 パルプ・紙・印刷	18	1,381.5	1,381.5	2	0	12	2	17.0	0	0	4	0	4.0	0	0	0.0	21.0	1.52	44.4
16-18 化学・石油 プラスチック	20	8,068.5	8,068.5	17	0	27	0	61.0	3	0	49	0	55.0	37	0	37.0	153.0	1.90	50.0
21 窯業・土石	10	1,217.5	1,217.5	4	0	5	0	13.0	0	0	1	0	1.0	1	1	2.0	16.0	1.31	40.0
22 鉄鋼	3	659.5	533.5	1	0	3	0	5.0	0	0	0	0	0.0	3	0	3.0	8.0	1.50	0.0
23 非鉄金属	4	865.5	819.5	5	0	3	0	13.0	2	0	2	0	6.0	0	0	0.0	19.0	2.32	50.0
24 金属製品	27	2,416.0	2,416.0	7	0	15	0	29.0	1	1	11	0	14.0	4	2	6.0	49.0	2.03	70.4
29 電気機械	41	9,780.0	9,757.0	45	4	57	6	154.0	2	2	19	3	26.5	21	8	29.0	209.5	2.15	65.9
25-27・30・31 その他の機械	43	12,803.0	12,777.0	80	1	65	0	226.0	1	0	55	0	57.0	16	1	17.0	300.0	2.35	51.2
19・20・28・32 その他	39	4,981.0	4,981.0	23	0	38	0	84.0	1	0	19	1	21.5	17	0	17.0	122.5	2.46	56.4
33-36 電気・ガス・水道業	6 (7)	13,510.5 (13,896.5)	13,510.5 (13,894.5)	73 (74)	1 (1)	144 (143)	1 (2)	291.5 (293.0)	0 (0)	0 (0)	26 (24)	0 (0)	26.0 (24.0)	12 (11)	0 (1)	12.0 (12.0)	329.5 (329.0)	2.44 (2.37)	33.3 (28.6)
37-41 情報通信業	44 (46)	6,982.0 (6,885.5)	6,970.0 (6,873.5)	20 (20)	4 (3)	18 (17)	0 (1)	62.0 (60.5)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	1 (0)	5.5 (5.0)	28 (21)	3 (7)	31.0 (27.5)	98.5 (93.0)	1.41 (1.35)	34.1 (34.8)
42-49 運輸・郵便業	120 (122)	20,282.0 (20,293.5)	15,882.0 (15,861.5)	61 (62)	3 (4)	136 (142)	12 (13)	267.0 (276.5)	1 (0)	0 (0)	52 (42)	2 (4)	55.0 (44.0)	40 (34)	15 (8)	55.0 (39.0)	377.0 (359.5)	2.37 (2.27)	50.8 (52.5)
50-61 卸売・小売業	257 (244)	61,961.0 (61,088.0)	61,944.0 (61,083.0)	217 (211)	33 (31)	224 (235)	40 (34)	711.0 (705.0)	18 (22)	8 (4)	300 (302)	82 (75)	385.0 (387.5)	174 (164)	96 (82)	270.0 (270.0)	1,366.0 (1,320.0)	2.21 (2.16)	43.2 (39.8)
62-67 金融・保険業	22 (23)	8,284.0 (8,333.0)	8,246.0 (8,333.0)	27 (30)	11 (9)	47 (56)	7 (9)	115.5 (129.5)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	28 (33)	6 (9)	34.0 (41.0)	152.5 (173.5)	1.85 (2.08)	40.9 (47.8)
68-70 不動産・物品賃貸業	39 (40)	6,084.5 (5,690.5)	6,083.5 (5,688.5)	11 (17)	3 (2)	27 (22)	2 (1)	53.0 (58.5)	1 (1)	0 (0)	23 (22)	3 (2)	26.5 (25.0)	16 (13)	2 (1)	18.0 (13.5)	97.5 (97.0)	1.60 (1.71)	38.5 (50.0)
71-74 学術研究 専門・技術サービス業	47 (39)	12,946.0 (6,297.5)	12,257.0 (6,295.5)	35 (18)	6 (2)	47 (38)	2 (0)	124.0 (76.0)	20 (1)	2 (0)	34 (2)	3 (0)	77.5 (4.0)	46 (26)	3 (1)	49.0 (26.5)	250.5 (106.5)	2.04 (1.69)	40.4 (41.0)
75-77 宿泊業・飲食サービス業	50 (53)	8,674.0 (9,527.5)	8,674.0 (9,527.5)	26 (26)	5 (4)	28 (27)	3 (4)	86.5 (85.0)	15 (11)	1 (3)	72 (67)	9 (14)	107.5 (99.0)	26 (29)	8 (7)	34.0 (34.0)	228.0 (218.0)	2.63 (2.29)	46.0 (45.3)
78-80 生活関連サービス業 娯楽業	48 (45)	5,948.0 (5,261.0)	5,922.0 (5,235.0)	18 (11)	7 (4)	19 (8)	2 (3)	63.0 (35.5)	26 (27)	6 (4)	99 (100)	10 (10)	162.0 (163.0)	16 (13)	8 (8)	24.0 (19.0)	249.0 (217.5)	4.20 (4.15)	52.1 (40.0)
81・82 教育・学習支援業	37 (36)	8,822.5 (8,811.5)	6,655.5 (6,681.5)	27 (27)	2 (1)	35 (30)	2 (3)	92.0 (92.0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	1 (0)	4.5 (5.0)	8 (6)	3 (3)	11.0 (11.0)	107.5 (102.5)	1.62 (1.53)	35.1 (38.9)
83-85 医療・福祉業	320 (317)	51,108.5 (51,290.0)	42,863.5 (43,052.0)	140 (146)	45 (50)	212 (198)	61 (56)	567.5 (568.0)	18 (22)	17 (11)	191 (190)	194 (165)	341.0 (327.5)	103 (101)	172 (181)	275.0 (239.0)	1,183.5 (1,134.5)	2.76 (2.64)	56.3 (54.3)
86・87 複合サービス事業	14 (14)	4,407.5 (4,549.0)	4,407.5 (4,549.0)	24 (25)	1 (0)	21 (19)	0 (0)	70.0 (69.0)	1 (1)	0 (0)	8 (6)	0 (0)	10.0 (8.0)	8 (5)	0 (1)	8.0 (5.5)	88.0 (82.5)	2.00 (1.81)	21.4 (14.3)
88-96 サービス業等	177 (180)	29,913.5 (34,655.5)	28,628.5 (32,689.5)	90 (88)	13 (21)	160 (178)	28 (34)	367.0 (392.0)	12 (35)	1 (1)	100 (121)	15 (19)	132.5 (201.5)	78 (76)	25 (25)	103.0 (92.5)	602.5 (686.0)	2.10 (2.10)	52.5 (54.4)
合 計	1,624 (1,615)	316,160.5 (314,179.0)	295,265.0 (293,248.0)	1,073 (1,069)	146 (146)	1,522 (1,525)	181 (177)	3,904.5 (3,897.5)	126 (132)	41 (27)	1,214 (1,157)	350 (330)	1,682.0 (1,613.0)	772 (679)	394 (387)	1,166.0 (967.0)	6,752.5 (6,477.5)	2.29 (2.21)	51.1 (50.2)

(注)下段の( )は、令和4年6月1日現在の数値である

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者総数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数			合計 (①E + ②E + ③C) (人)	実雇用率 (%)
				A 重度身体障害者 (人)	B 短時間重度身体障害者 (人)	C 重度以外身体障害者 (人)	D 短時間重度以外身体障害者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	A 重度知的障害者 (人)	B 短時間重度知的障害者 (人)	C 重度以外知的障害者 (人)	D 短時間重度以外知的障害者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	A 精神障害者 (人)	B 短時間精神障害者 (人)	C 計 (A + B) (人)		
<b>達成企業計</b>	<b>830</b>	<b>172,250.5</b>	<b>161,758.0</b>	<b>843</b>	<b>105</b>	<b>1,087</b>	<b>124</b>	<b>2,940.0</b>	<b>113</b>	<b>36</b>	<b>968</b>	<b>310</b>	<b>1,385.0</b>	<b>508</b>	<b>334</b>	<b>842.0</b>	<b>5,167.0</b>	<b>3.19</b>
01~05 農業・林業・漁業・採石	9	636.5	583.5	1	0	7	0	9.0	1	0	2	0	4.0	0	0	0.0	13.0	2.23
06~08 建設業	67	9,957.0	8,139.0	65	4	62	0	196.0	1	0	8	0	10.0	32	2	34.0	240.0	2.95
09~32 製造業	185	32,913.0	32,845.0	182	8	226	12	604.0	10	6	194	29	234.5	74	48	122.0	960.5	2.92
33~36 電気・ガス・水道業	2	12,847.5	12,847.5	71	1	142	1	285.5	0	0	26	0	26.0	11	0	11.0	322.5	2.51
37~41 情報通信業	15	1,702.5	1,702.5	7	2	5	0	21.0	0	0	2	0	2.0	15	2	17.0	40.0	2.35
42~49 運輸・郵便業	61	10,796.5	8,263.5	52	2	100	11	211.5	1	0	45	1	47.5	30	12	42.0	301.0	3.64
50~61 卸売・小売業	111	33,583.0	33,583.0	158	25	140	26	494.0	15	8	246	65	316.5	117	74	191.0	1,001.5	2.98
62~67 金融・保険業	9	2,846.5	2,846.5	16	1	18	1	51.5	0	0	0	0	0.0	13	0	13.0	64.5	2.27
68~70 不動産・物品賃貸業	15	2,217.5	2,216.5	8	1	15	2	33.0	1	0	9	2	12.0	12	0	12.0	57.0	2.57
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	19	8,540.0	7,853.0	28	5	40	2	102.0	20	2	28	3	71.5	37	3	40.0	213.5	2.72
75~77 宿泊業・飲食サービス業	23	5,896.0	5,896.0	24	4	24	0	76.0	15	0	65	9	99.5	26	5	31.0	206.5	3.50
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	25	3,747.5	3,721.5	18	7	13	2	57.0	26	6	95	8	157.0	15	7	22.0	236.0	6.34
81~82 教育・学習支援業	13	2,822.5	2,127.5	14	1	14	1	43.5	0	0	3	0	3.0	3	0	3.0	49.5	2.33
83~85 医療・福祉業	180	26,971.0	23,169.5	116	37	156	50	450.0	15	13	159	180	292.0	79	162	241.0	983.0	4.24
86~87 複合サービス事業	3	1,850.0	1,850.0	15	1	9	0	40.0	0	0	7	0	7.0	5	0	5.0	52.0	2.81
88~96 サービス業等	93	14,923.5	14,113.5	68	6	116	16	266.0	8	1	79	13	102.5	39	19	58.0	426.5	3.02
<b>未達成企業計</b>	<b>794</b>	<b>143,910.0</b>	<b>133,507.0</b>	<b>230</b>	<b>41</b>	<b>435</b>	<b>57</b>	<b>964.5</b>	<b>13</b>	<b>5</b>	<b>246</b>	<b>40</b>	<b>297.0</b>	<b>264</b>	<b>60</b>	<b>324.0</b>	<b>1,585.5</b>	<b>1.19</b>
01~05 農業・林業・漁業・採石	3	227.5	227.5	0	0	1	0	1.0	0	0	1	0	1.0	0	0	0.0	2.0	0.88
06~08 建設業	49	10,620.0	8,704.5	21	0	43	5	87.5	0	0	1	0	1.0	27	2	29.0	117.5	1.35
09~32 製造業	130	22,882.5	22,721.5	35	0	65	4	137.0	2	0	91	1	95.5	56	1	57.0	289.5	1.27
33~36 電気・ガス・水道業	4	663.0	663.0	2	0	2	0	6.0	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0	7.0	1.06
37~41 情報通信業	29	5,279.5	5,267.5	13	2	13	0	41.0	0	0	3	1	3.5	13	1	14.0	58.5	1.11
42~49 運輸・郵便業	59	9,485.5	7,618.5	9	1	36	1	55.5	0	0	7	1	7.5	10	3	13.0	76.0	1.00
50~61 卸売・小売業	146	28,378.0	28,361.0	59	8	84	14	217.0	3	0	54	17	68.5	57	22	79.0	364.5	1.29
62~67 金融・保険業	13	5,437.5	5,399.5	11	10	29	6	64.0	0	0	3	0	3.0	15	6	21.0	88.0	1.63
68~70 不動産・物品賃貸業	24	3,867.0	3,867.0	3	2	12	0	20.0	0	0	14	1	14.5	4	2	6.0	40.5	1.05
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	28	4,406.0	4,404.0	7	1	7	0	22.0	0	0	6	0	6.0	9	0	9.0	37.0	0.84
75~77 宿泊業・飲食サービス業	27	2,778.0	2,778.0	2	1	4	3	10.5	0	1	7	0	8.0	0	3	3.0	21.5	0.77
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	23	2,200.5	2,200.5	0	0	6	0	6.0	0	0	4	2	5.0	1	1	2.0	13.0	0.59
81~82 教育・学習支援業	24	6,000.0	4,528.0	13	1	21	1	48.5	0	0	1	1	1.5	5	3	8.0	58.0	1.28
83~85 医療・福祉業	140	24,137.5	19,694.0	24	8	56	11	117.5	3	4	32	14	49.0	24	10	34.0	200.5	1.02
86~87 複合サービス事業	11	2,557.5	2,557.5	9	0	12	0	30.0	1	0	1	0	3.0	3	0	3.0	36.0	1.41
88~96 サービス業等	84	14,990.0	14,515.0	22	7	44	12	101.0	4	0	21	2	30.0	39	6	45.0	176.0	1.21

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 総 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数			合 計 (①E + ②E + ③C) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A×2 + B + C + D×0.5) (人)	A 精 神 障 害 者 (人)	B 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	C 計 (A + B) (人)				
仙 台	1,022	222,902.5	206,821.0	759	99	1,030	116	2,705.0	86	24	792	166	1,071.0	581	209	790.0	4,566.0	2.21	461	874.0
大 和	58	15,660.5	15,213.0	78	4	72	2	233.0	2	2	62	2	69.0	18	9	27.0	329.0	2.16	26	36.5
石 巻	102	12,928.0	12,049.5	35	4	74	12	154.0	4	1	51	12	66.0	32	7	39.0	259.0	2.15	60	52.5
塩 釜	90	13,176.5	11,711.5	38	8	72	10	161.0	4	0	40	11	53.5	32	30	62.0	276.5	2.36	53	48.5
古 川	124	14,138.5	13,423.5	49	7	88	11	198.5	2	3	52	15	66.5	16	6	22.0	287.0	2.14	83	50.5
大河原	57	13,675.5	13,132.5	40	12	49	11	146.5	7	4	91	117	167.5	40	101	141.0	455.0	3.46	38	37.0
白 石	27	3,692.0	3,541.0	12	2	19	6	48.0	5	3	20	7	36.5	11	6	17.0	101.5	2.87	20	8.5
築 館	45	6,604.5	6,387.5	18	1	53	8	94.0	4	1	25	4	36.0	18	6	24.0	154.0	2.41	31	15.5
迫	46	7,337.5	7,144.5	25	8	40	4	100.0	11	3	47	12	78.0	15	14	29.0	207.0	2.90	29	22.0
気仙沼	53	6,045.0	5,841.0	19	1	25	1	64.5	1	0	34	4	38.0	9	6	15.0	117.5	2.01	29	24.5
合 計	1,624	316,160.5	295,265.0	1,073	146	1,522	181	3,904.5	126	41	1,214	350	1,682.0	772	394	1,166.0	6,752.5	2.29	830	1,169.5

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数 うち重度 (実数)		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)		
			(人)	(人)						
平成	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944	
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949	
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940	
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013	
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983	
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292	
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233	
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135	
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112	
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063	
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130	
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049	
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001	
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998	
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102	
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051	
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994	
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998	
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5	
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0	
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5	
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5	
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0	
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0	
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5	
	令和	1	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
		2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
		3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5
		4	1,615	293,248.0	6,477.5	1,201	2.21	810	50.2	1,225.5
		5	1,624	295,265.0	6,752.5	1,199	2.29	830	51.1	1,169.5

(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

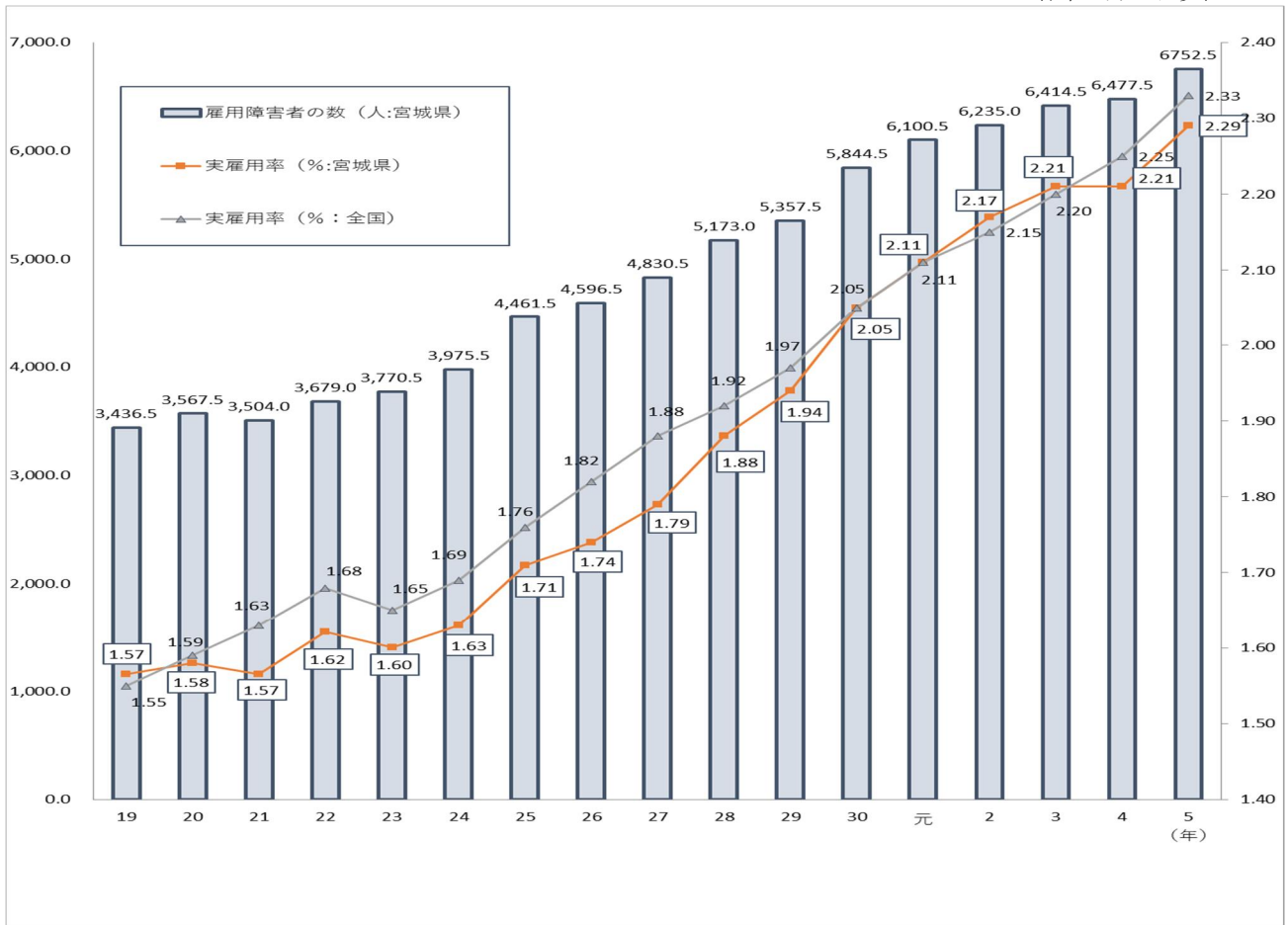
- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（第1表（注）4）
- 令和5年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者は、すべての短時間労働者を含み1カウント（第1表（注）4）

## - グラフ -

### 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

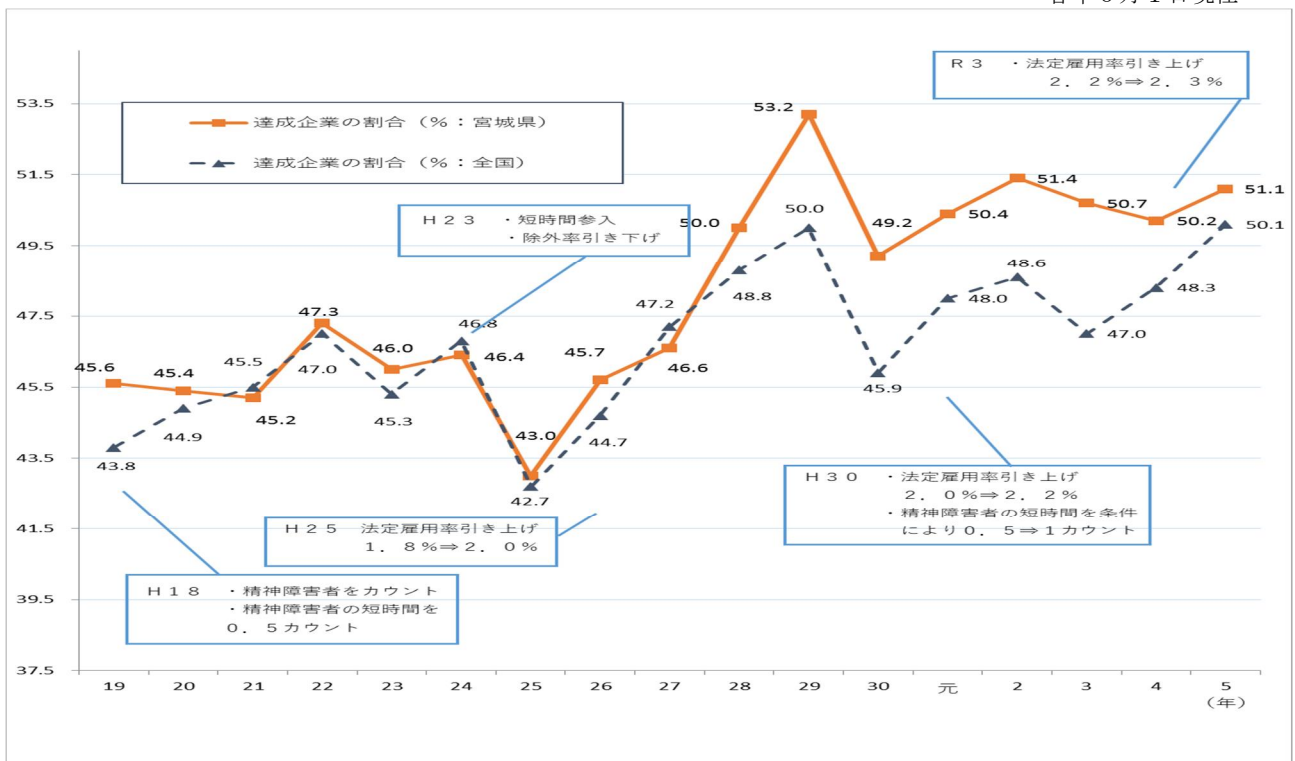
#### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

各年6月1日現在



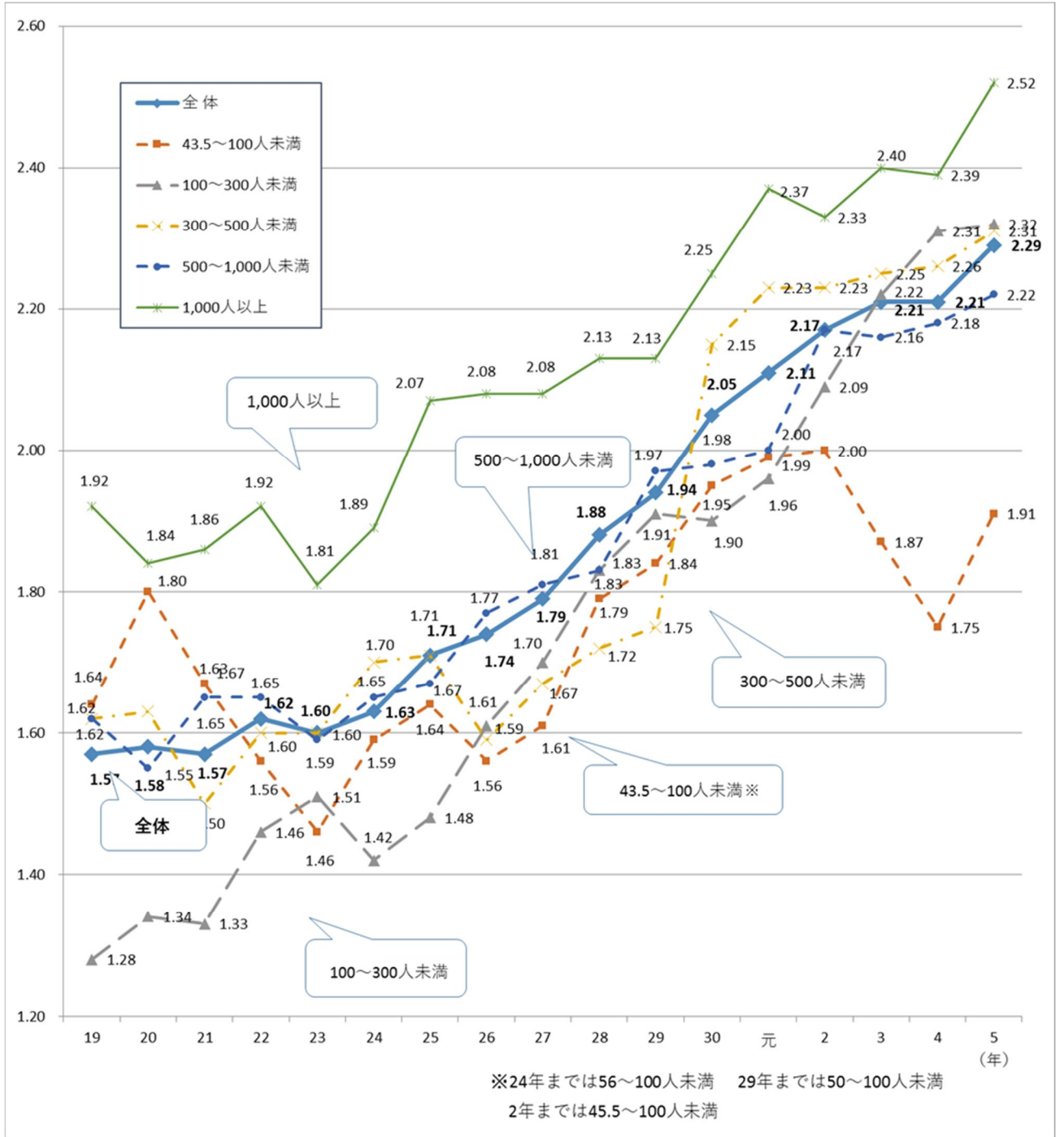
#### (2) 達成企業割合

各年6月1日現在



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



### Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和6年1月末までの職業紹介状況は、新規求職申込件数が3,556件となり、対前年比で110件、3.2%の増となった。身体障害者は951件と対前年比で56件、6.3%の増加、知的障害者は565件で同3件、0.5%の減少、精神障害者が1,730件で同170件、10.9%の増加、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、310件で同113件、26.7%減少した。

就職件数は、1,633件で、前年比で62件、3.9%増加した。身体障害者、知的障害者、精神障害者において増加し、その他の障害者は減少した。

有効求職者数は、4,805人で、対前年比で185人、4.0%の増加となった。身体障害者、知的障害者、精神障害者で増加し、その他の障害者は減少した。

IV 障害者職業紹介業務取扱状況表

第7表 障害者職業紹介業務取扱状況

令和6年1月末現在

区分 項目	合計					身体障害者										知的障害者					精神障害者					その他障害者 (発達障害、難病、高次脳機能障害等)																																
	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有 効期 末現 在者 数)	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	重 度障 害者	45 歳以 上	新規 登録者 数	重 度障 害者	45 歳以 上	(有 効期 末現 在者 数)	重 度障 害者	紹 介 件 数	重 度障 害者	就 職 件 数	重 度障 害者	45 歳以 上	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有 効期 末現 在者 数)	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有 効期 末現 在者 数)	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有 効期 末現 在者 数)	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有 効期 末現 在者 数)	紹 介 件 数	就 職 件 数																				
																																							新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	紹 介 件 数	就 職 件 数
																																							年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別	年度月別
29年度計	3,522	1,589	4,005	6,775	1,717	1,111	457	719	492	198	334	1,381	612	2,080	815	477	187	304	646	295	712	821	397	1,491	638	1,718	3,334	718	274	164	194	540	125																									
30年度計	3,976	1,814	4,100	6,817	1,848	1,190	507	823	494	214	372	1,398	645	2,078	850	523	207	344	667	309	743	761	399	1,775	810	1,725	3,450	791	344	201	234	528	135																									
令和元年度計	4,127	1,850	4,132	7,283	1,831	1,120	445	797	474	186	346	1,325	590	1,885	780	453	191	302	678	323	738	784	388	1,918	839	1,779	3,879	839	411	214	290	735	151																									
令和2年度計	3,996	1,714	4,083	6,996	1,696	1,084	404	794	432	139	334	1,255	513	1,871	752	393	148	272	645	308	690	615	384	1,790	730	1,740	3,535	717	477	244	398	975	202																									
令和3年度計	4,179	1,794	4,207	7,252	1,918	1,086	374	811	458	124	361	1,246	479	1,854	685	428	158	291	682	298	690	802	417	1,892	795	1,847	3,593	861	519	243	424	1,003	212																									
令和4年4月	430	154	4,313	545	283	143	44	115	58	10	47	1,333	501	143	40	45	16	29	56	13	630	52	134	189	63	1,919	261	85	42	20	431	89	19																									
5月	337	128	4,424	541	167	101	25	77	44	5	37	1,390	508	154	51	30	7	19	26	4	614	39	56	178	65	1,993	291	58	32	15	427	57	23																									
6月	335	146	4,477	554	168	80	22	62	36	7	28	1,401	505	136	49	39	10	21	42	11	619	52	28	188	85	2,035	302	84	25	14	422	64	17																									
7月	350	164	4,556	495	149	82	24	49	38	8	21	1,439	517	127	44	32	11	24	71	42	644	52	26	158	67	2,088	281	76	39	17	385	35	15																									
8月	438	230	4,672	522	144	95	25	74	38	8	31	1,430	505	136	38	38	10	27	127	98	725	38	25	180	79	2,150	302	71	36	15	367	46	10																									
9月	402	175	4,858	524	173	96	28	72	39	12	28	1,479	525	139	34	39	7	28	62	30	755	47	27	213	96	2,255	301	96	31	10	369	37	11																									
10月	358	125	4,948	692	149	97	25	73	41	7	37	1,505	531	193	66	38	12	32	54	8	766	73	20	166	59	2,295	374	82	41	17	382	52	9																									
11月	292	121	4,968	559	157	86	26	61	30	7	17	1,514	534	122	50	38	12	28	48	18	777	45	29	130	62	2,294	315	78	28	11	383	77	12																									
12月	276	110	4,776	430	135	75	26	60	27	8	23	1,453	509	82	27	25	11	18	41	20	759	32	22	146	59	2,340	289	80	14	4	224	27	8																									
令和5年1月	338	123	4,805	625	108	96	25	79	34	8	27	1,458	499	144	40	30	11	22	38	6	764	60	12	182	74	2,352	395	63	22	9	231	26	3																									
2月	391	156	4,961	746	129	119	26	90	48	11	40	1,522	512	218	60	35	12	27	56	19	785	104	21	186	77	2,418	380	66	30	12	236	44	7																									
3月	421	146	4,779	887	212	116	33	86	39	9	32	1,461	490	196	47	71	17	61	52	16	756	135	27	220	74	2,326	504	108	33	17	236	52	6																									
令和4年度計	4,368	1,778	-	7,120	1,974	1,186	329	898	472	100	368	-	-	1,790	546	460	136	336	673	285	-	729	427	2,136	860	-	3,995	947	373	161	-	606	140																									
令和5年4月	427	167	4,804	585	345	121	35	106	53	18	49	1,501	512	134	36	55	13	35	41	7	637	57	163	219	80	2,411	351	114	46	27	255	43	13																									
5月	405	156	4,880	593	178	120	43	98	52	21	46	1,527	525	154	45	41	12	29	42	9	628	60	27	221	83	2,475	345	101	22	12	250	34	9																									
6月	416	172	4,893	636	175	112	44	80	52	20	44	1,524	525	150	51	40	17	27	45	9	615	64	28	221	89	2,483	387	99	38	22	271	35	8																									
7月	399	171	5,045	582	132	105	46	69	47	15	34	1,571	547	130	40	29	7	22	65	27	645	50	24	204	83	2,551	371	76	25	14	278	31	3																									
8月	420	200	5,114	492	136	87	24	64	36	7	25	1,559	549	106	22	37	10	27	118	72	706	42	20	192	83	2,576	313	73	23	9	273	31	6																									
9月	420	189	5,250	473	131	106	26	82	46	8	37	1,589	555	121	42	28	7	22	87	53	754	64	22	189	69	2,620	260	75	38	21	287	28	6																									
10月	410	155	5,254	759	180	102	34	78	43	12	32	1,572	554	183	66	47	13	41	61	20	752	91	27	213	74	2,640	455	96	34	18	290	30	10																									
11月	355	151	5,281	517	167	74	23	57	28	7	22	1,581	557	138	50	31	9	19	69	37	766	63	29	191	75	2,648	298	101	21	11	286	18	6																									
12月	310	127	5,062	434	134	65	25	40	27	11	17	1,486	536	100	34	42	10	38	36	9	741	41	18	185	80	2,558	264	68	24	11	277	29	6																									
令和6年1月	350	119	5,152	906	124	105	36	80	35	10	30	1,513	534	234	86	26	14	20	40	10	749	128	26	181	60	2,604	487	70	24	14	286	57	2																									
2月																																																										
3月																																																										
令和5年度計	3,912	1,607	-	5,977	1,702	997	336	754	419	129	336	-	-	1,450	472	376	112	280	604	253	-	660	384	2,016	776	-	3,531	873	295	159	-	336	69																									

第8表 障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）

令和6年1月末現在

年度月別	区分	県 計					仙 台					大 和					石 巻					塩 釜					古 川					大 河 原					白 石					築 館					迫					気 仙 沼						
		計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他							
29年度計		1,717	477	397	718	125	819	230	193	345	51	45	20	7	13	5	158	40	30	74	14	148	35	42	61	10	223	66	52	82	23	108	32	27	47	2	17	5	3	8	1	65	20	14	20	11	80	19	15	42	4	54	10	14	26	4		
30年度計		1,848	523	399	791	135	930	269	201	408	52	44	19	4	19	2	185	46	39	81	19	149	44	37	57	11	200	47	52	81	20	134	44	24	61	5	12	2	0	10	0	65	21	15	20	9	81	19	19	33	10	48	12	8	21	7		
令和元年度計		1,831	453	388	839	151	900	218	198	421	63	58	18	10	23	7	189	34	42	98	15	141	36	30	64	11	202	48	50	83	21	131	36	21	66	8	20	8	1	10	1	69	17	16	22	14	81	25	11	38	7	40	13	9	14	4		
令和2年度計		1,696	393	384	717	202	901	201	208	385	107	25	12	2	8	3	169	48	46	60	15	107	28	16	49	14	166	32	49	68	17	99	18	21	55	5	35	9	4	17	5	51	12	10	14	15	82	19	15	40	8	61	14	13	21	13		
令和3年度計		1,918	428	417	861	212	1,017	210	202	484	121	35	9	8	16	2	182	40	51	74	17	117	27	35	43	12	193	44	56	79	14	116	28	21	54	13	32	11	4	16	1	56	21	6	20	9	88	14	15	45	14	82	24	19	30	9		
令和4年 4月		283	45	134	85	19	149	18	87	35	9	6	2	1	2	1	35	2	26	6	1	30	8	7	12	3	30	10	4	14	2	6	2	1	3	0	0	0	0	0	10	1	5	3	1	11	2	2	7	0	6	0	1	3	2			
5月		167	30	56	58	23	67	17	11	29	10	6	1	1	1	3	14	2	2	7	3	6	1	0	5	0	40	1	33	5	1	10	4	2	3	1	2	0	0	2	0	7	2	1	1	3	12	2	6	3	1	3	0	0	2	1		
6月		168	39	28	84	17	76	13	10	43	10	5	0	2	3	0	20	7	1	9	3	10	3	2	5	0	20	6	4	9	1	9	2	5	2	0	4	1	1	2	0	3	1	0	1	1	12	1	2	7	2	9	5	1	3	0		
7月		149	32	26	76	15	79	16	16	35	12	3	0	1	2	0	12	6	0	4	2	12	1	2	9	0	14	3	2	8	1	5	1	0	4	0	2	0	0	2	0	7	2	2	3	0	10	2	1	7	0	5	1	2	2	0		
8月		144	38	25	71	10	68	16	14	33	5	8	4	3	1	0	14	4	2	6	2	10	2	2	5	1	11	2	2	7	0	8	2	1	5	0	3	1	0	1	1	3	1	1	0	1	10	2	0	8	0	9	4	0	5	0		
9月		173	39	27	96	11	96	17	15	57	7	1	0	0	0	1	21	4	2	13	2	7	2	1	4	0	15	3	4	8	0	11	4	1	6	0	3	0	1	1	1	5	3	1	1	0	7	2	0	5	0	7	4	2	1	0		
10月		149	38	20	82	9	73	19	6	43	5	4	1	2	1	0	24	7	2	13	2	9	2	1	6	0	12	4	1	7	0	8	2	3	3	0	4	0	2	2	0	3	0	0	2	1	7	1	0	5	1	5	2	3	0	0		
11月		157	38	29	78	12	80	24	11	38	7	5	1	1	2	1	21	4	3	13	1	10	2	2	6	0	10	1	2	6	1	8	3	2	2	1	1	0	1	0	0	5	0	2	2	1	10	1	2	7	0	7	2	3	2	0		
12月		135	25	22	80	8	69	13	10	44	2	6	1	2	3	0	10	0	4	4	2	11	4	2	5	0	10	1	0	7	2	7	1	2	3	1	3	0	1	2	0	2	0	0	2	0	10	2	0	7	1	7	3	1	3	0		
令和5年 1月		108	30	12	63	3	60	18	8	33	1	3	0	0	2	1	10	7	0	3	0	9	0	1	8	0	6	0	0	5	1	4	1	0	3	0	0	0	0	0	9	1	2	6	0	3	1	0	2	0	4	2	1	1	0			
2月		129	35	21	66	7	84	24	14	42	4	2	1	0	1	0	5	1	1	2	1	2	0	0	2	0	7	4	0	2	1	13	2	5	6	0	3	0	0	3	0	2	1	0	1	0	3	0	0	3	0	8	2	1	4	1		
3月		212	71	27	108	6	135	39	13	78	5	2	1	1	0	0	10	5	2	3	0	3	1	0	2	0	20	8	4	7	1	16	5	2	9	0	2	2	0	0	0	7	3	1	3	0	1	1	0	0	0	16	6	4	6	0		
令和4年度計		1,974	460	427	947	140	1,036	234	215	510	77	51	12	14	18	7	196	49	45	83	19	119	26	20	69	4	195	43	56	85	11	105	29	24	49	3	27	4	6	15	2	63	15	15	25	8	96	17	13	61	5	86	31	19	32	4		
令和5年 4月		345	55	163	114	13	146	22	84	35	5	3	1	0	1	1	68	11	33	24	0	45	9	11	23	2	32	1	22	7	2	12	1	4	6	1	5	2	1	2	0	17	5	4	6	2	11	1	2	8	0	6	2	2	2	0		
5月		178	41	27	101	9	80	19	12	47	2	7	2	1	3	1	15	5	1	9	0	14	4	1	8	1	27	1	5	17	4	9	4	0	5	0	2	0	0	2	0	6	2	1	2	1	12	2	5	5	0	6	2	1	3	0		
6月		175	40	28	99	8	81	17	13	49	2	7	3	0	3	1	13	5	0	8	0	12	1	3	8	0	16	7	0	8	1	12	4	1	7	0	3	1	1	1	0	11	0	2	8	1	11	1	4	5	1	9	1	4	2	2		
7月		132	29	24	76	3	69	13	12	42	2	3	0	2	1	0	11	6	0	5	0	6	1	1	4	0	15	3	2	9	1	6	1	1	4	0	4	2	2	0	0	3	1	1	1	0	12	2	1	9	0	3	0	2	1	0		
8月		136	37	20	73	6	73	16	9	45	3	0	0	0	0	0	14	7	1	5	1	6	2	1	2	1	11	3	1	7	0	6	1	2	3	0	3	0	1	2	0	6	2	1	3	0	11	5	1	5	0	6	1	3	1	1		
9月		131	28	22	75	6	68	12	10	45	1	3	0	1	0	2	15	5	0	8	2	8	2	1	5	0	8	2	0	6	0	9	2	4	3	0	1	0	1	0	0	5	1	0	3	1	9	3	2	4	0	5	1	3	1	0		
10月		180	47	27	96	10	101	24	19	54	4	5	2	1	2	0	16	6	1	8	1	8	4	1	3	0	14	7	0	6	1	12	0	3	8	1	6	2	1	3	0	5	1	1	3	0	8	0	0	8	0	5	1	0	1	3		
11月		167	31	29	101	6	96	19	20	55	2	5	1	1	3	0	15	2	2	11	0	7	3	2	2	0	13	3	0	9	1	8	1	2	4	1	4	1	0	3	0	6	1	1	4	0	10	0	1	8	1	3	0	0	2	1		
12月		134	42	18	68	6	66	20	8	35	3	4	2	1	1	0	13	3	2	8	0	6	3	2	1	0	10	4	0	5	1	7	3	0	4	0	2	0	1	0	1	5	0	1	3	1	11	3	1	7	0	10	4	2	4	0		
令和6年 1月		124	26	26	70	2	75	15	15	44	1	5	1	1	3	0	10	4	1	5	0	3	1	1	1	0	12	1	3	8	0	2	0	0	2	0	6	1	2	2	1	1	0	0	1	0	7	2	1	4	0	3	1	2	0	0		
2月																																																										
3月																																																										
令和5年度計		1,702	376	384	873	69	855	177	202	451	25	42	12	8	17	5	190	54	41	91	4	115	30	24	57	4	158	32	33	82	11	83	17	17	46	3	36	9	10	15	2	65	13	12	34	6	102	19	18	63	2	56	13	19	17	7		

第9表 産業別・職業別  
規模別就職状況

(令和4年度)

産業別 職業別・規模別	就職数	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他の障害者
		重度		重度			
産 業	ABC 農林, 漁業, 採石業	6	0	11	0	12	0
	D 建設業	31	6	10	2	37	7
	E 製造業	35	9	57	1	89	13
	F 電気・ガス・水道業	5	2	0	0	3	0
	G 情報通信業	3	1	1	0	18	3
	H 運輸業, 郵便業	32	9	21	0	35	9
	I 卸売業, 小売業	29	12	64	0	96	21
	J 金融業, 保険業	7	2	0	0	12	1
	K 不動産業 物品賃貸業	10	2	3	0	9	0
	L 学術研究, 専門・ 技術サービス業	8	3	6	0	29	3
	M 宿泊業	8	3	13	0	31	4
	N 飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業	9	1	8	0	23	1
	O 教育, 学習支援業	47	7	9	0	43	7
	P 医療, 福祉	124	43	158	3	355	45
	QR 複合サービス事業 サービス業	51	18	60	0	81	19
ST 公務・その他	55	18	6	0	74	7	
職 業	A 管理	0	0	0	0	0	0
	B 専門・技術	41	17	7	0	65	12
	C 事務	161	45	29	1	295	47
	D 販売	8	3	21	0	45	8
	E サービス	54	19	54	1	103	12
	F 保安	8	0	2	0	5	4
	G 農林漁業	15	2	33	1	48	3
	H 生産工程	32	7	63	1	89	14
	I 輸送・機械運転	25	5	5	0	23	3
	J 建設・採掘	14	2	4	1	8	1
	K 運搬・清掃・包装	102	36	209	1	266	36
<b>合計</b>	<b>460</b>	<b>136</b>	<b>427</b>	<b>6</b>	<b>947</b>	<b>140</b>	
企 業 規 模	49人以下	166	48	125	2	390	66
	50~99人	43	7	24	1	77	14
	100~299人	67	25	91	1	115	24
	300人以上	184	56	187	2	365	36

第10表 身体障害者の  
障害部位別就職状況

(令和4年度)

障害部位別	就職数	身体障害者	
		重度	
1 視覚	41	24	
2 聴覚	62	24	
3 平衡機能	0	0	
4 音声・言語	5	1	
5 上肢切断	9	0	
6 上肢機能	71	15	
7 下肢切断	9	1	
8 下肢機能	133	15	
9 体幹機能	8	1	
10 脳病変上肢機能	2	1	
11 脳病変移動機能	2	1	
12 心臓機能	56	25	
13 腎臓機能	33	26	
14 呼吸器機能	1	0	
15 膀胱・直腸機能	20	1	
16 免疫機能	3	0	
17 肝機能	1	1	
18 その他	4	0	
<b>合計</b>	<b>460</b>	<b>136</b>	

(注)令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## V 障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要（もにす認定制度）

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良と認められた常用雇用労働者300人以下の中小事業主を、「障害者雇用優良中小事業主」として認定し、地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、中小企業全体で障害者雇用の取組が一層推進されることが期待される。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、高齢者、外国人など誰もが活躍できる職場づくりにつながる。

宮城県においては、令和6年3月までに以下の中小事業主を認定した。

企業名	業種	所在地
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区
株式会社 クリーン&クリーン	その他の事業サービス業	仙台市宮城野区
株式会社 清建	その他の事業サービス業	登米市迫町
社会福祉法人 大和福寿会	医療・福祉業	塩竈市
株式会社 八葉水産	食料品製造業	気仙沼市
株式会社 大場製作所	電気機械器具製造業	栗原市
株式会社 アイエーオートバックス	各種商品小売業・自動車整備業	仙台市
株式会社 仙台にしむら	飲食業	仙台市

申請・問い合わせ先

宮城労働局職業安定部職業対策課

022-299-8062



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて **とも に す す む** という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

## 県内ハローワーク一覧

安定所	電話番号	所在地
仙台公共職業安定所	022-299-8811	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル
仙台公共職業安定所 大和出張所	022-345-2350	黒川郡大和町吉岡南2-3-15
石巻公共職業安定所	0225-95-0158	石巻市泉町4-1-18 石巻合 合同庁舎内
塩釜公共職業安定所	022-362-3361	塩竈市港町1-4-1 マリンゲート塩 釜 3F
古川公共職業安定所	0229-22-2305	大崎市古川中里6-7-10 古 川合同庁舎内
大河原公共職業安定所	0224-53-1042	柴田郡大河原町大谷字町向126 -4 オーガ1階
大河原公共職業安定所 白石出張所	0224-25-3107	白石市字銚子ヶ森37-8
築館公共職業安定所	0228-22-2531	栗原市築館薬師2-2-1 築館 合同庁舎内
迫公共職業安定所	0220-22-8609	登米市迫町佐沼字内町42-10
気仙沼公共職業安定所	0226-24-1716	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼 駅前プラザ2階